

(4-6v)
Dor. 265
供述書

被告大川周明の妻大川兼は良心に誓つて次の事が眞實であることを誓言いたします私は大川が廿八歳の頃から彼及彼の家族を知つてをりました。彼の四十歳の時結婚し現在彼は六十一歳になります。一九四六年九月廿九日彼に面會いたしました其際彼は私を認める事は出來たやうでしたが非常な奇妙な動作をして大聲で笑ひ歌や踊が上手なるを自慢して大層よく話をしてましたが河にか一つの問題について話そうとはしませんでした。し財産金錢又は家庭の事柄等については相談にものつてくれず又は話をつつけたり完了したりしやうとは致しませんでした。夫の財産は僅少ですがそれも大藏省によつて封鎖され彼の審理が終る迄は賃却する事も動かす事も出来ません。小額を使ふ爲めに特別の許可は貰つて居りますがその中から彼の入院費、療養費、私の生活費等を支出しなければならないのですからそれも充分ではありません。

夫は教師さ著作者ではありますて大學で教授をして殖民史を教へてをりました。彼は普段は服装行動禮儀作法等に見識をもち又正確であります

た。

彼は他人から金錢を貰ふ事を好まず著作や教師をした收入で生活をしておりました。一九三二年及一九三三年には大臣にならぬかさの申出を拒み自分は全く適任ではないからと云つて他の人を選ぶやう推薦しました。日本の状態を改善しなければならない必要は知つて居りましたがしかし若し地位や權力を得れば墮落させられる事になるかも知れぬと思つて居りました。彼は自己の利益を全然念頭においてをりませんので河の恐れや誤解の懸念なく河んでも云ふ事が出来且つ自由に話をする事が出来るのですから金錢や地位によつて影響をうけ左右される事を欲しませんでした。

彼は紀元二千六百年史を書きましたが皇室に對して尊敬の念が足りないさ云ふ理由で反國家主義者であるとして新聞に批評され裁判所に呼出されましたが検事は事件を却下いたしました。その際検事は夫に「河かしますか」と聞きましたが大川は「何にもする暇がない」と答へ事件を重大には取つておりませんでした。

彼の主張に對して世の中の七割は反対で残りの三割だけが從つてくると
酒を飲んでゐる時等折々彼の見解を云つてをりましたがどう云ふ意味な
のか説明はした事がありませんでした。

一九三二年五、一五事件を援助したとして捕へられ一九三二年六月十五日
に投獄されました。その後一九三四年十一月十二日に公判迄保釋出獄を
許されました。一九三六年六月十六日に五年の刑の判決が下され刑の執
行のため市ヶ谷刑務所に入りました。一九三七年十月十四日入所中の成
績優秀であつたとして未決期間も計算に入れた上で釋放されました。

過去十五、六年間少暈のアレコレで彼に特異な反應がおこる事に気が
ついてきました。そしてこれが段々ひざくなりましたので私は彼に
酒を飲ませぬやうにしようと努めました。彼の態度や行為がひざく變つ
て來て怖しいやうにしましたし又私は彼がこんな急激な状態になつた時には
あぶないので走つて逃げてをりました。彼の態度や行為がひざく變つ
て酒のせいで酒亂のやうになるのだと思つてをりましたが今になるご彼の
頭が異常にになつていたのたゞたゞ解りました過去を振りかへつて見るさ

彼の現在の状態によく似た異常行爲の數々を想ひおこします。過去十年
くらひは床についた後屢々頭がはつきりしないと云つて起き上つてをり
ました。

最近病院を訪問しました際医者が彼を寝臺にしばりつけたのは私のせい
たゞ云つて數回私に襲ひかかつて来て私の頭をしめ髪を引き摺み引き倒
さうさしました。

一九四三年私共が東京から疎開して以來の行爲の變つたことのため非
常に六仕合せであつたのを特に私は記憶して居ります。

彼は段々わからずやになり氣分やになり氣障がよかつたり悪かつたりよ
くかわるようになりましたし物忘れするようになり彼の履歴や服装につ
いて注意を拂はなくなりました。これは今迄ひざく我慢つよく作法や服
装について身清々で正しく、記憶が正確たつたことからするさ大層妙な
ことでした。

See:

Anal. Doc. Evidence
Def Doc. Series A
Anal. # 6